

(公財)日本バドミントン協会登録について (ご案内)

日頃より当協会の事業に際しまして、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

29 年度の登録について下記の通りご案内いたします。下記期限を目安に、漏れのないよう手続きをお願いいたします。

登録の期限 (年会費の決済) 6 月 30 日

1. 年会費

メンバーズサポートシステムで徴収する年会費は下記のとおりです。(広島県協会登録料含む)

一	般 (実連・教職連・レディス連・社会人)	2, 500 円
学	生 (県学連)	2, 000 円
高	校 生 (高体連)	1, 000 円
中	学 生	500 円
小	学 生 (県小連)	1, 500 円

※小学生は日小連・県小連の会費を含みます

2. 新規ユーザー登録・会員番号 (ログイン ID)

初めて登録する方は、メンバーズサポートシステムのログイン画面から、[新規ユーザー登録]をしてください。会員の情報を登録した後、会員番号 (ログイン ID) が自動的に付番されます。

付番された会員番号 (ログイン ID) は婚姻による改姓や他の都道府県へ移動された場合でも原則として変わることはありません。

会員番号を取得していても 年会費を納めていない場合は“非会員”です。年会費を納めた時点で、その年度の“会員”となりますので、年会費の決済まで漏れなく行ってください。

※決済の取り消し、年会費の返金はできません。

3. 登録の更新

登録の更新(年会費の決済)は新年度が始まる 2 か月前から可能です。ログイン後、決済処理を行うだけで登録完了です。(有効期限が更新されますのでご確認ください)

ただし、小中高校生の手続きは年度末処理 (システムメンテナンス 3/31~4/1) 終了後、4 月 2 日以降に開始するようにしてください。

4. 会員カード

初回の登録時 (年会費を支払った会員) に 1 度発行します。

会員カードには氏名がカタカナで表記されます。登録データに間違いがないよう充分確認してください。(カードの差替えには再発行手数料が必要です)

会員カードは、県協会から団体管理者または会員本人へ送付します。送付先がわかるよう、ユーザー情報に住所を登録しておいて下さい。

会員カードのお届け時期

平成 29 年	1 月～	6 月末までに登録した会員	9 月頃
平成 29 年	7 月～	9 月末までに登録した会員	12 月頃
平成 29 年	10 月～	12 月末までに登録した会員	3 月頃

会員カードを紛失した場合は、再発行に 1 枚当たり 500 円かかりますので、取り扱いにはご注意ください。再発行は、県協会事務局へ依頼して下さい。

5. 団体管理者の設定・変更

団体管理者は、「新規追加登録」「追加登録」「脱退」「年会費の決済」の手続きをまとめて行うことができます。

新たに団体管理者を設定する場合は、「団体作成申請兼誓約書」に必要事項を記入・押印し事務局まで郵送してください。変更する場合は、現団体管理者がログイン後、システム内で団体情報を編集し変更することができます。ただし、会員証の送付先が変更する場合は「団体作成申請兼誓約書」に変更事項を入力しメールで送付して下さい。

団体管理者は、ログインするために登録番号（ログインID）が必要です。原則は“会員”（会費を支払う）として登録することが前提ですが、“非会員”としてログインし管理することも可能です。

「団体作成申請兼誓約書」提出締切り 5月31日

6. 卒業に伴う年度末処理（システムメンテナンス）について

小・中・高等学校の卒業の年齢に該当する会員は、4月1日時点で自動的に現在所属の団体から脱退し“無所属”になります。

※継続して団体に在籍する場合は、4月1日以降に再度 団体へ追加する作業が必要です。

団体の設定は、団体管理者または県協会事務局で行います。

7. 所属会員の新規登録と追加（団体管理者）

団体内に会員を登録するには、[所属会員新規登録]と[所属会員追加]の二通りの方法があります。

登録番号を持っていない、新規会員を登録する場合・・・[所属会員新規登録]

すでに登録番号を持っている会員を団体に追加する場合・・・[所属会員追加]

※すでに登録番号を持っている会員を新規登録すると“重複データあり”のエラーメッセージが表示されます。その場合は、会員番号を調べ [所属会員追加]で団体へ追加してください。

会員番号が不明の場合は、県協会事務局までメールでお問い合わせください。

8. メンバーズサポートシステムの操作方法

システムにログイン後、左側メニューに「マニュアル」を掲載しておりますのでご活用ください。

（操作マニュアル・運用マニュアル・会費支払マニュアル）

9. その他

◇この登録案内は、広島県登録者にのみ有効です。県によっては連盟や地区協会できとりまとめを行い、個人での登録ができないよう制限されている場合があります。

◇審判資格を持っている方は、毎年登録することが義務づけられています。

年会費の支払いが無かった場合は、審判資格の有効期限に関わらず失効します。

会員登録・メンバーズサポートシステムに関するお問い合わせは

広島県バドミントン協会事務局 村上 恵（月・水・金曜日 10～13 時勤務）

〒733-0035 広島市西区南観音 8-12-20 ニシロ本社屋 1F

TEL 082-275-6878 MAIL hirobad@hi.enjoy.ne.jp